

令和4年4月19日付け県公報第305号をもって公告した令和4年度狩猟免許試験について、次のとおり第2回試験における中遠総合庁舎の会場収容可能数に達した場合の試験会場を変更する。

令和4年12月23日

静岡県知事 川勝平太

1 第2回試験における中遠総合庁舎の会場収容可能数に達した場合の試験会場の変更

	試験会場	所在地
変更前	コンベンションぬまづ	沼津市大手町1-1-4
変更後	静岡総合庁舎又は コンベンションぬまづ	静岡市駿河区有明町2-20又は 沼津市大手町1-1-4

2 変更の理由

受験者の利便性向上のため。